

Q 17 事業承継と会社分割

Q . 私はフランチャイズの店を2店舗経営している会社のオーナーです。私には2人の息子がおり、そろそろ、次の世代に会社の経営を任せようかと思っています。しかし、会社はひとつであるため、息子同士が会社の経営権をめぐる争いが起きないかと心配です。この際、会社分割の制度を使って会社を分けようと思うのですが、なにかアドバイスがあれば教えて下さい。

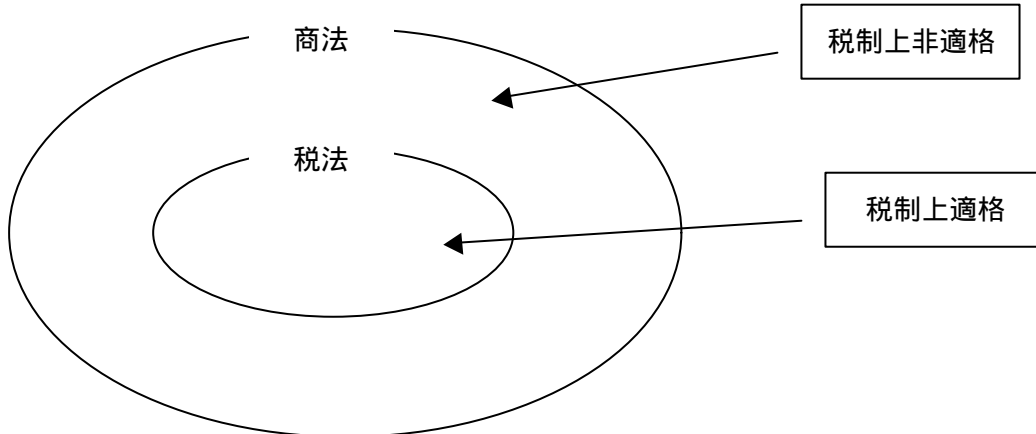
A . 生前に会社を分割し、それぞれの会社の株式を兄弟それぞれに承継させたいかがでしようか。

< 解説 >

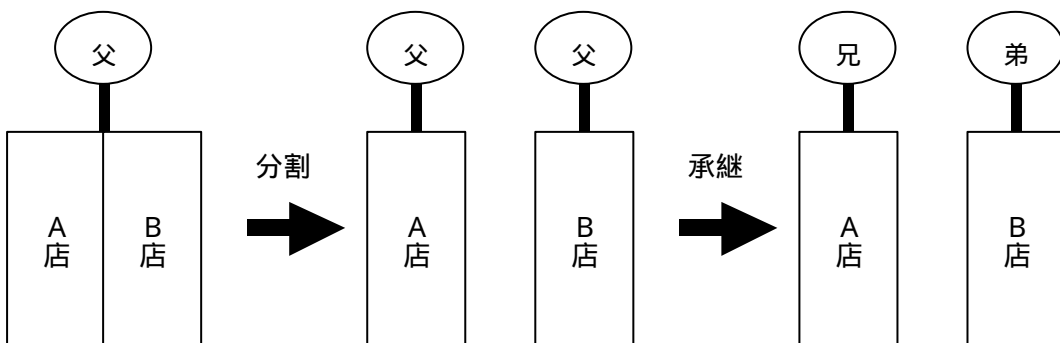
1. 概要

このようなケースの場合、会社分割のタイミングによって、税制上は非適格となってしまうことがあります。税制上、非適格になると納税の問題が発生します。

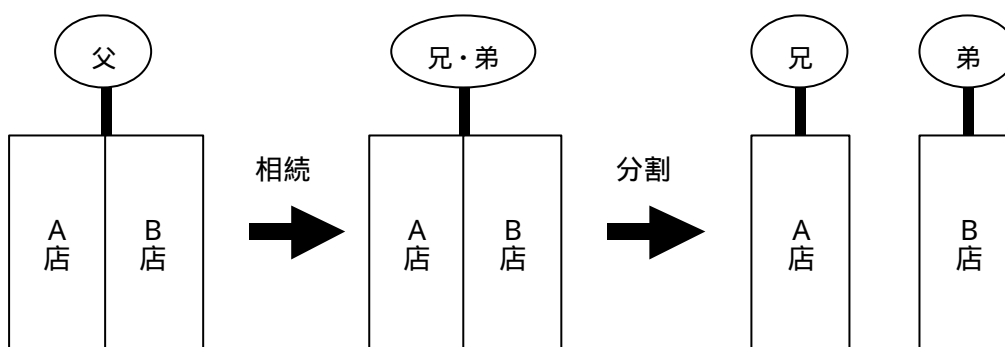
これは商法で定めている会社分割の範囲が税制で定めている会社分割の範囲よりも広いため、商法上は問題無くても、税法上は問題があるということが起きてしまうのです。



2. 生前に会社分割し、事業承継した場合（税制上適格）



3. 相続発生後に会社分割した場合（税制上非適格）



4. まとめ

A店が兄、B店が弟という事業承継の結果は変わりませんが、税制上は大きく違います。上記3の税制非適格の場合で考えてみましょう。仮に、B店の土地が簿価10、時価100とすると、会社分割の結果、資産が時価で移転することになるため含み益90が実現してしまうのです。外部に売却して実際に100の現金が入ってくるのなら納税にも困りませんが、1円も入ってこないのに納税だけが発生してしまうのです。

このような悩みをお持ちの経営者の方は生前に会社を分割しておくことをおすすめいたします。